

景観計画（案）の新旧対照表

原 案	修 正 案
2-1 活かしたい塚の景観	2-1 活かしたい塚の景観 (別紙のとおり)

景観計画（案）の新旧対照表

原 案	修 正 案
<p>丘陵地景観の方針</p> <p>豊かな自然が維持され樹林地や農地、ため池、河川などが一体となった里山景観を保全しつつ、ゆとりある自然とのふれあいの場として活用を図るために丘陵地景観の目標を次のように定めます。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>多様な自然と営みの場が一体となった丘陵地景観の保全</p> </div> <p>臨海市街地景観の方針</p> <p>海に開かれた地域の特性を活かし、自然環境の回復とにぎわいの創出を図るとともに、環境と共生するエリアとして臨海都市拠点を形成するため、臨海市街地景観の目標を次のように定めます。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>環境と共生する躍動感ある臨海部の景観形成</p> </div>	<p>丘陵地景観の方針</p> <p>豊かな自然が維持され樹林地や農地、ため池、河川などが一体となった里山景観を保全しつつ、ゆとりある自然とのふれあいの場として活用を図るために丘陵地景観の目標を次のように定めます。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>多様な自然と<u>人の</u>営みが一体となった丘陵地景観の保全</p> </div> <p>臨海市街地景観の方針</p> <p>海に開かれた地域の特性を活かし、自然環境の回復とにぎわいの創出を図るとともに、環境と共生するエリアとして臨海都市拠点を形成するため、臨海市街地景観の目標を次のように定めます。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p><u>産業と</u>環境が共生する躍動感ある臨海部の景観形成</p> </div>

・「活かしたい堺の景観」で示される景観を追加
 ・自然、歴史文化、市街地の順に記載を修正

景観計画（案）の新旧対照表

原 案		修 正 案	
堺市の主な景観資源・景観特性		地域別（第3章）の主な景観資源・景観特性一覧	
景観類型	景観資源・景観特性	景観類型	景観資源・景観特性
都心・周辺市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ○百舌鳥古墳群周辺の落ち着いた緑豊かな景観（仁徳陵古墳、履中陵古墳、反正陵古墳、大仙公園など） ○海辺へとつながる大和川の広がりあるオープンスペース ○中心市街地のにぎわいと界限性の感じられる景観 ○広幅員の風格ある道路景観（大小路筋、フェニックス通り、大道筋） ○古くからの工場の中に住宅が建ち並ぶ景観 ○古い町家などが点在する歴史的なまちなみ（山口家住宅、鉄砲鍛冶屋敷など） ○寺社などが集まり歴史を感じさせるまちなみ 	3-1 都心・周辺市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ○百舌鳥古墳群周辺の落ち着いた緑豊かな景観（仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳、反正天皇陵古墳、大仙公園など） ○古い町家などが点在する堺環濠都市地域や旧街道沿いの歴史的なまちなみ（山口家住宅、鉄砲鍛冶屋敷など） ○寺社などが集まり歴史を感じさせるまちなみ ○堺旧港の自然を感じられる憩いの空間 ○阪堺線とその沿線の昔懐かしい景観 ○海辺へとつながる大和川の広がりあるオープンスペース ○中心市街地のにぎわいと界限性の感じられる景観 ○広幅員の風格ある道路景観（大小路筋、フェニックス通り、大道筋） ○古くからの工場の中に住宅が建ち並ぶ景観
近都市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ○明治～昭和初期にかけて建設された良好な郊外住宅地の景観（浜寺、上野芝、初芝など） ○公的住宅団地による整った住宅地景観 ○駅前を中心とした拠点のにぎわいある景観 ○旧街道沿いの歴史的なまちなみ ○農地・河川・ため池などの田園景観 ○地域の歴史・文化が息づく古墳・寺社などの歴史資源（ニサンザイ古墳、いたすけ古墳、御廟山古墳、大鳥大社、日部神社、百舌鳥八幡宮、金岡神社、家原寺、筒井家住宅、高林家住宅など） 	3-2 近都市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ○農地・河川・ため池などの田園景観 ○地域の歴史・文化が息づく古墳・寺社などの歴史資源（ニサンザイ古墳、いたすけ古墳、御廟山古墳、大鳥大社、日部神社、百舌鳥八幡宮、金岡神社、家原寺、筒井家住宅、高林家住宅など） ○旧街道沿いの歴史的なまちなみ ○明治～昭和初期にかけて建設された良好な郊外住宅地の景観（浜寺、上野芝、初芝など） ○公的住宅団地による整った住宅地景観 ○駅前を中心とした拠点のにぎわいある景観
郊外市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ○計画的に開発された郊外住宅地の緑豊かな整然とした景観（大美野、さつき野） ○平野部の農地・河川・ため池などの田園景観 ○整然と区画割りされた木材工場団地の景観 	3-3 郊外市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ○平野部の農地・河川・ため池などの田園景観 ○黒山の農村集落の景観 ○計画的に開発された郊外住宅地の緑豊かな整然とした景観（大美野、さつき野） ○整然と区画割りされた木材工場団地の景観
田園景観	<ul style="list-style-type: none"> ○農地・河川・ため池などの田園景観 ○川筋に沿って樹林地や農地などが広がる自然景観 ○旧街道沿いに残る農家住宅などの伝統的な集落地景観 	3-4 田園景観	<ul style="list-style-type: none"> ○農地・河川・ため池などの田園景観 ○川筋に沿って樹林地や農地などが広がる自然景観 ○旧街道沿いに残る農家住宅などの伝統的な集落地景観
丘陵市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ○計画的に開発された郊外住宅地の緑豊かな整然とした景観（泉北ニュータウン） ○谷あいの河川沿いに広がる農村・里山景観（和田川、石津川） ○商業施設などが集積した地区センターのにぎわいある景観 	3-5 丘陵市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ○計画的に開発された郊外住宅地の緑豊かな整然とした景観（泉北ニュータウン） ○谷あいの河川沿いに広がる農村・里山景観（和田川、石津川） ○商業施設などが集積した地区センターのにぎわいある景観
丘陵地景観	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな自然が維持されレクリエーションの場ともなっている南部丘陵地 	3-6 丘陵地景観	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな自然が維持されレクリエーションの場ともなっている南部丘陵地
臨海市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模な工場が集積するダイナミックな景観 ○大阪湾に面し広がりのある海辺の景観 ○自然環境の回復など環境との共生が進む臨海部の景観 	3-7 臨海市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模な工場が集積するダイナミックな景観 ○大阪湾に面し広がりのある海辺の景観 ○自然環境の回復など環境との共生が進む臨海部の景観

・「市民、事業者、行政の役割」を第4章の冒頭に記載し、行政の役割において、認識を深め連携を図ることなどを追記

景観計画（案）の新旧対照表

原 案	修 正 案
<p>(3)市民、事業者、行政の協働</p> <p>都市の景観形成には多様な主体が関わっており、市民、事業者、行政のそれぞれが、めざすべき地域の将来像を共有しながら、各自の役割を果たし、協働しながらまちづくりを進めていくことが、堺らしい景観形成の実現につながっていきます。</p> <p>1) 市民・事業者等の役割</p> <p>都市景観は主として市民や事業者の日々の活動の積み重ねによりつくりあげられていくものです。特に、都市部や臨海部における活発な商業業務・産業活動や都市活動が、現在の堺の発展を支えており、個性的で魅力あふれる景観を創っています。このようなことから、市民・事業者には、さまざまな活動が景観を構成する重要な要素であり、各々が少しずつ景観に配慮することで、良好な景観形成が実現されていくことを理解し、自らが景観形成の担い手として、周辺景観と調和した質の高い魅力ある景観づくりを意識し、積極的に景観形成に努めることが求められます。また、これまで先人が築いてきた歴史的な景観の価値を認識し、これを堺らしい景観として次の世代に引き継ぐよう努めるものとします。</p> <p>あわせて、専門家や、まちづくりに関わる NPO 団体などは、市民・事業者や行政が取り組む景観形成に対して、専門的な見地から知識や経験を活かし、コーディネーターの立場で支援します。また、大学や教育機関においては、将来を担う人材が、まちづくり活動などを通じて景観に関わる機会を、積極的に設けるよう努めるものとします。</p> <p>2) 行政の役割</p> <p>堺市は、景観行政団体として、総合的な景観施策の推進に努めます。長期的な視点をもって、景観形成の<u>方針や、めざすべきまちの姿を市民や事業者と共有し、その意義をたえず呼びかけ、また、</u>堺の景観魅力を内外に積極的にアピールします。公共施設や公共空間では、地域の景観との調和を図り、新たな魅力ある景観形成を先導する役割を果たすとともに、景観形成の主体となる市民や事業者などによる景観活動を支援し、必要な仕組みや制度を整え、協働による景観形成を推進します。</p>	<p>(1)市民、事業者、行政の協働</p> <p>都市の景観形成には多様な主体が関わっており、市民、事業者、行政のそれぞれが、めざすべき地域の将来像を共有しながら、各自の役割を果たし、協働しながらまちづくりを進めていくことが、堺らしい景観形成の実現につながっていきます。</p> <p>1) 市民・事業者等の役割</p> <p>都市景観は主として市民や事業者の日々の活動の積み重ねによりつくりあげられていくものです。特に、都市部や臨海部における活発な商業業務・産業活動や都市活動が、現在の堺の発展を支えており、個性的で魅力あふれる景観を創っています。このようなことから、市民・事業者には、さまざまな活動が景観を構成する重要な要素であり、各々が少しずつ景観に配慮することで、良好な景観形成が実現されていくことを理解し、自らが景観形成の担い手として、周辺景観と調和した質の高い魅力ある景観づくりを意識し、積極的に景観形成に努めることが求められます。また、これまで先人が築いてきた歴史的な景観の価値を認識し、これを堺らしい景観として次の世代に引き継ぐよう努めるものとします。</p> <p>あわせて、専門家や、まちづくりに関わる NPO 団体などは、市民・事業者や行政が取り組む景観形成に対して、専門的な見地から知識や経験を活かし、コーディネーターの立場で支援します。また、大学や教育機関においては、将来を担う人材が、まちづくり活動などを通じて景観に関わる機会を、積極的に設けるよう努めるものとします。</p> <p>2) 行政の役割</p> <p>堺市は、景観行政団体として、総合的な景観施策の推進に努めます。長期的な視点をもって、景観形成の<u>意義や方針、めざすべきまちの姿を発信し、市民や事業者と共有するとともに、</u>堺の景観魅力を内外に積極的にアピールします。公共施設や公共空間では、地域の景観との調和を図り、新たな魅力ある景観形成を先導する役割を果たすとともに、景観形成の主体となる市民や事業者などによる景観活動を支援し、必要な仕組みや制度を整え、協働による景観形成を推進します。<u>また、都市景観は、まちづくりの積み重ねで形成されるものであることから、市の各部局が認識を深め、連携を図ることにより、良好な景観を守り、育み、創出していきます。</u></p>

景観計画（案）の新旧対照表

原 案	修 正 案
<p>(2) 取組みを実現する施策の枠組み</p> <p><u>この</u>3つのレベルにおける取組みを実現していくための枠組みとして、良好な景観形成に向けた基本的な姿勢を示し、景観形成を総合的に推進するための景観施策について定める「堺市景観条例」を改正するとともに、<u>この</u>「堺市景観計画」を策定し、<u>これらに基づき</u>景観施策を実施します。</p> <p><u>「堺市景観計画」は、市の政策を展望し、関連計画とも連携を図りながら、市のめざすべき良好な景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、景観形成の目標及び方針を明らかにするものです。また、それを実現するための推進方策として、景観法において位置づけられた各種施策（行為の制限による景観誘導、景観重要建造物・景観重要樹木など）を活用することとし、そのために必要な事項についても定めるものとします。</u></p> <div data-bbox="192 730 1359 1606" data-label="Diagram"> <p style="text-align: center;">堺市景観条例 (良好な景観形成に向けての基本的な姿勢を示すとともに景観形成を総合的に推進するための景観施策を定める)</p> <p style="text-align: center;">堺市景観計画</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p><全市レベル> 全市における景観誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模建築物等の景観誘導（行為の制限） ・地域特性を踏まえた基準の充実、色彩基準の導入 ・景観ガイドラインの策定（より良い景観形成に向け） <p>景観資源の保全・活用 ⇒景観重要建造物・景観重要樹木の指定</p> <p>公共事業による景観形成</p> <p>屋外広告物による景観形成</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p><地域・地区レベル> 重点的に景観形成を図る地域</p> <p>地域の特性などを踏まえたきめ細かな景観誘導</p> <p>重点的な施策の展開</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p><コミュニティレベル> 住民主体の景観まちづくり</p> <p>自主的なまちづくり活動の促進</p> <p>景観形成を先導する担い手づくり</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">図 景観施策の枠組み</p> </div>	<p>(3) 取組みを実現する施策の枠組み</p> <p><u>全市レベル、地域・地区レベル、コミュニティレベルの</u>3つのレベルにおける取組みを実現していくための枠組みとして、良好な景観形成に向けた基本的な姿勢を示し、景観形成を総合的に推進するための景観施策について定める「堺市景観条例」を改正するとともに、「堺市景観計画」を策定し、景観施策を実施します。</p> <div data-bbox="1578 730 2745 1323" data-label="Diagram"> <p style="text-align: center;">堺市景観条例 (良好な景観形成に向けての基本的な姿勢を示すとともに景観形成を総合的に推進するための景観施策を定める)</p> <p style="text-align: center;">堺市景観計画</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p><全市レベル> 全市における景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模建築物等の景観誘導（行為の制限） ・地域特性を踏まえた基準の充実、色彩基準の導入 ・景観ガイドラインの策定 <p>景観資源の保全・活用</p> <p>公共事業による景観形成</p> <p>屋外広告物による景観形成</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p><地域・地区レベル> 重点的に景観形成を図る地域</p> <p>地域の特性などを踏まえたきめ細かな景観誘導</p> <p>重点的な施策の展開</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p><コミュニティレベル> 住民主体の景観まちづくり</p> <p>自主的なまちづくり活動の促進</p> <p>景観形成を先導する担い手づくり</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">図 景観施策の枠組み</p> </div>

景観計画（案）の新旧対照表

原 案	修 正 案
<p>(4)他の施策との連携による総合的な景観形成の推進</p> <p>1) 都市計画施策との連携</p> <p>都市計画法に基づき指定している用途地域や高度地区などの地域地区、地区計画などの都市計画は、建築物の用途や高さなどを規定するものであり、地域の景観形成にも影響があることから、景観施策は都市計画と相互に連携し調整を図りながら進めます。</p> <p>2) 農政・緑政・環境施策との連携</p> <p>都市内の農地・ため池・河川などの農空間や都市公園、丘陵部を中心に分布する里山・森林などの自然は、市街地に潤いをもたらす貴重な景観資源となっています。今後は、農政・緑政・環境施策などと連携しながら、こうした景観資源の維持・保全に努めます。</p> <p>3) 地域のまちづくりとの連携</p> <p>各区では、区域の特色や資源を活かした区民協働のまちづくりを進めており、さまざまな市民が主体となったまちづくり活動が行われています。このような地域のまちづくりは、地域の特性を活かした持続的な景観づくりに向けて大きな力となります。</p> <p>全市レベル、地域地区レベル、コミュニティレベルの景観が相互に調和した魅力あるまちづくりを進めるため、区のまちづくり施策との協調・連携を図りながら景観形成に取り組んでいきます。</p>	<p>(4)他の施策との連携による総合的な景観形成の推進</p> <p>1) 都市計画施策との連携</p> <p>都市計画法に基づき指定している用途地域や高度地区などの地域地区、地区計画などの都市計画は、建築物の用途や高さなどを規定するものであり、地域の景観形成にも影響があることから、景観施策は都市計画と相互に連携し調整を図りながら進めます。</p> <p>2) 農政・緑政・環境・文化・観光施策との連携</p> <p>都市内の農地・ため池・河川などの農空間や都市公園、丘陵部を中心に分布する里山・森林などの自然、<u>古墳群・寺社・町家・伝統産業などの歴史・文化資源、また、これら資源を活かした文化・観光の振興などは、市街地に潤いや活力を与え、都市の魅力を高めるものです。</u>今後は、農政・緑政・環境・<u>文化・観光</u>施策などと連携しながら、こうした景観資源の維持・保全とともに、<u>魅力と活力あるまちづくりを進めます。</u></p> <p>3) 地域のまちづくりとの連携</p> <p>各区では、区域の特色や資源を活かした区民協働のまちづくりを進めており、さまざまな市民が主体となったまちづくり活動が行われています。このような地域のまちづくりは、地域の特性を活かした持続的な景観づくりに向けて大きな力となります。</p> <p>全市レベル、地域地区レベル、コミュニティレベルの景観が相互に調和した魅力あるまちづくりを進めるため、区のまちづくり施策との協調・連携を図りながら景観形成に取り組んでいきます。</p>



景観計画（案）の新旧対照表

・「表面に着色していない素材」に修正

原 案	修 正 案																														
<p>C 2 - 4 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> 外壁の色彩は、地域やまちの特性に十分配慮し、周辺と調和するものを用いる。 ベースカラーとして用いる色彩の範囲は次の通りとする。ただし、石材・木材などの自然素材、漆喰壁、レンガ、金属材、ガラス等の着色していない素材により仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">色相</th> <th style="text-align: center;">明度</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">Y R (橙) 系</td> <td style="text-align: center;">6 以上</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R (赤)、Y (黄) 系</td> <td style="text-align: center;">6 以上</td> <td style="text-align: center;">3 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外</td> <td style="text-align: center;">6 以上</td> <td style="text-align: center;">2 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">無彩色</td> <td style="text-align: center;">6 以上</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> サブカラーを用いる場合は、見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の概ね 1 / 3 以下の範囲で使用するものとし、ベースカラーとの調和に配慮した色彩を用いる。 アクセントカラーを用いる場合は、見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の概ね 1 / 2 0 以下の範囲で使用するものとし、効果的に使用する。 住宅においては色彩をできる限り低彩度に抑え、周辺との調和を図る。 商業施設の低層部では、まちのにぎわいに配慮し、色彩の演出を工夫する。 高明度の建築物については、周辺環境を考慮しながら、光の反射による眩しさを軽減するよう、壁面の仕上げを工夫するなど、配慮する。 	色相	明度	彩度	Y R (橙) 系	6 以上	4 以下	R (赤)、Y (黄) 系	6 以上	3 以下	上記以外	6 以上	2 以下	無彩色	6 以上	-	<p>C 2 - 4 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> 外壁の色彩は、地域やまちの特性に十分配慮し、周辺と調和するものを用いる。 ベースカラーとして用いる色彩の範囲は次の通りとする。ただし、石材・木材などの自然素材、漆喰壁、レンガ、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材により仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">色相</th> <th style="text-align: center;">明度</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">Y R (橙) 系</td> <td style="text-align: center;">6 以上</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R (赤)、Y (黄) 系</td> <td style="text-align: center;">6 以上</td> <td style="text-align: center;">3 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外</td> <td style="text-align: center;">6 以上</td> <td style="text-align: center;">2 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">無彩色</td> <td style="text-align: center;">6 以上</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> サブカラーを用いる場合は、見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の概ね 1 / 3 以下の範囲で使用するものとし、ベースカラーとの調和に配慮した色彩を用いる。 アクセントカラーを用いる場合は、見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の概ね 1 / 2 0 以下の範囲で使用するものとし、効果的に使用する。 住宅においては色彩をできる限り低彩度に抑え、周辺との調和を図る。 商業施設の低層部では、まちのにぎわいに配慮し、色彩の演出を工夫する。 高明度の建築物については、周辺環境を考慮しながら、光の反射による眩しさを軽減するよう、壁面の仕上げを工夫するなど、配慮する。 	色相	明度	彩度	Y R (橙) 系	6 以上	4 以下	R (赤)、Y (黄) 系	6 以上	3 以下	上記以外	6 以上	2 以下	無彩色	6 以上	-
色相	明度	彩度																													
Y R (橙) 系	6 以上	4 以下																													
R (赤)、Y (黄) 系	6 以上	3 以下																													
上記以外	6 以上	2 以下																													
無彩色	6 以上	-																													
色相	明度	彩度																													
Y R (橙) 系	6 以上	4 以下																													
R (赤)、Y (黄) 系	6 以上	3 以下																													
上記以外	6 以上	2 以下																													
無彩色	6 以上	-																													

・堺文化を特徴づける貴重な地域であることを追記
 ・今後、取り組んでいく施策などについて追記

景観計画（案）の新旧対照表

原 案	修 正 案
<p>●百舌鳥古墳群周辺地域</p> <p>仁徳陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群については、古墳群の保存・継承と歴史と文化を活かしたまちづくりの一環として、世界文化遺産登録に向けた取組みを進めています。</p> <p>これまで本市では、仁徳陵古墳と履中陵古墳の周辺一帯を風致地区に指定するとともに大仙公園を整備し、反正陵古墳、ニサンザイ古墳、御廟山古墳、いたすけ古墳周辺を第一種低層住居専用地域に指定するなど、古墳と調和した緑豊かで良好な都市環境の形成を進めてきました。</p> <p>しかしながら、百舌鳥古墳群は、都市化が進んだ市街地の中にあり、三国ヶ丘駅前などの商業系用途地域では都市側施策として高度利用が図られ、高層建築物が立地しており、今後も立地の可能性があります。</p> <p>本地域では、このような都市側施策と古墳群周辺の景観保全との整合が課題であり、また、古墳を大景観や中景観で意識できる視点場の形成などによる、古墳群周辺の景観保全に向けた意識の向上も重要です。</p> <p>今後は、成熟した市街地と歴史・文化遺産の保護の両立を<u>めざすことを前提に、古墳周辺の環境整備を進めるとともに周辺市街地においては、都市計画など適切な手法を活用し、古墳と一体をなす歴史・文化環境にふさわしい景観の誘導を図ります。</u></p> 	<p>●百舌鳥古墳群周辺地域</p> <p>仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群は、<u>日本の古墳文化や古代の国家形成過程を語る貴重な遺産です。本市では、これら古墳群の保存・継承により、</u>歴史と文化を活かしたまちづくりの一環として、世界文化遺産登録に向けた取組みを進めています。</p> <p>これまで本市では、仁徳天皇陵古墳と履中天皇陵古墳の周辺一帯を風致地区に指定するとともに大仙公園を整備し、反正天皇陵古墳、ニサンザイ古墳、御廟山古墳、いたすけ古墳周辺を第一種低層住居専用地域に指定するなど、古墳と調和した緑豊かで良好な都市環境の形成を進めてきました。</p> <p>しかしながら、百舌鳥古墳群は、都市化が進んだ市街地の中にあり、三国ヶ丘駅前などの商業系用途地域では高度利用が図られ、高層建築物が立地しており、今後も立地の可能性があります。</p> <p>本地域では、これまでの都市の発展に伴う施策と古墳群周辺の景観保全との整合が課題であり、また、古墳を大景観や中景観で意識できる視点場の形成などによる、古墳群周辺の景観保全に向けた意識の向上も重要です。</p> <p>今後は、成熟した市街地と歴史・文化遺産の保護の両立を<u>めざし、古墳と一体をなす歴史・文化環境にふさわしい景観の誘導を図るため、古墳周辺においては、大仙公園の整備や濠の水質保全、視点場の形成などの環境整備を進めるとともに、これと調和した周辺市街地の景観形成に向け、建築物の高さや色彩などの形態意匠につき、景観地区などの都市計画手法や景観法に基づく各種手法の活用も検討していきます。</u></p> 

・堺文化を特徴づける貴重な地域であることを追記
 ・今後、取り組んでいく施策などについて追記

景観計画（案）の新旧対照表

原 案	修 正 案
<p>●堺環濠都市地域</p> <p>堺環濠都市地域では、江戸期に形成された碁盤目状の町割と土居川・内川が、当時の環濠都市の面影を残しています。特に北部及び北東部では、重要文化財の山口家住宅をはじめ町家や寺社などの歴史的建造物が多く残され、包丁や線香など伝統産業との職住一体の生活様式が見られます。また、当該地域の中心部を南北に走る大道筋には、明治44年に開業した路面電車の阪堺線が走り、沿道の歴史文化資源と相まって、昔懐かしい趣ある景観が形成されています。</p> <p>その一方で、都心の骨格軸を形成する大道筋や大小路筋、フェニックス通りの沿道を中心として、高度利用による商業・業務施設などが立地しており、各時代に輝いた歴史文化資源と新たな景観が共存した重層的な景観が形成されています。</p> <p>本地域では、町家保存などの歴史的なまちなみの保全に配慮するとともに、業務系施設の誘導や観光振興の取組みなど、都心のにぎわいと風格あるまちづくりを進めていくことが課題となっています。</p> <p>今後は、<u>これらまちづくりの取組みと連携し、まちなみ保全に向けた施策の構築、また地域や地区に応じた都市計画手法、景観法などの活用により、歴史文化資源や歴史的なまちなみを保全するとともに、これらと調和したにぎわいのある景観を創り出していくことにより、魅力と活力ある景観形成をめざします。</u></p> 	<p>●堺環濠都市地域</p> <p>堺環濠都市地域は、<u>中世に国際貿易都市として、巨大な財力と高い市民文化のもとで、「自由・自治都市」として栄えました。数百年以上の時を経てもなお、江戸期に形成された碁盤目状の町割と土居川・内川が、当時の環濠都市の面影を残している貴重な地域です。</u>特に北部及び北東部では、重要文化財の山口家住宅をはじめ町家や寺社などの歴史的建造物が多く残され、包丁や線香など伝統産業との職住一体の生活様式が見られます。また、当該地域の中心部を南北に走る大道筋には、明治44年に開業した路面電車の阪堺線が走り、沿道の歴史文化資源と相まって、昔懐かしい趣ある景観が形成されています。</p> <p>その一方で、都心の骨格軸を形成する大道筋や大小路筋、フェニックス通りの沿道を中心として、高度利用による商業・業務施設などが立地しており、各時代に輝いた歴史文化資源と新たな景観が共存した重層的な景観が形成されています。</p> <p>本地域では、町家保存などの歴史的なまちなみの保全に配慮するとともに、業務系施設の誘導や文化・観光振興の取組みなど、都心のにぎわいと風格あるまちづくりを進めていくことが課題となっています。</p> <p>今後は、<u>歴史文化資源や歴史的なまちなみと調和したにぎわいの創出による魅力と活力ある景観形成を進めるため、阪堺線の活性化や文化・観光振興、業務系施設の誘導などの取組みと連携しながら、町家やまちなみ保全に向けた施策の構築、地域や地区に応じた都市計画手法、景観協定などの景観法に基づく各種手法の活用など、市民・事業者と行政との協働のもと取り組んでいきます。</u></p> 

・本文と整合するよう、「活動に対する支援」と「担い手の育成」とに仕分け直した図に修正

景観計画（案）の新旧対照表

原 案	修 正 案
<p>4-3 住民主体の景観まちづくり</p> <p>まちづくり活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり活動支援事業 ・堺市アドプト制度（堺市まち美化促進プログラム） ・市民活動支援基金 ・まちづくり専門家の派遣 など <p>まちづくりのルール化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観協定（景観法） ・建築協定（建築基準法） ・緑地協定（都市緑地法） ・地区計画（都市計画法） ・景観地区（景観法） ・景観計画・都市計画の提案制度 など <p>景観形成を先導する担い手づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PR、情報発信 ・堺市景観賞 ・景観形成推進団体の認定 ・景観整備機構の指定 ・景観協議会 など <p>住民主体のまちづくりの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民一人一人の景観形成に対する意識 ・緑化や美化活動など市民主体の取組み など 	<p>4-3 住民主体の景観まちづくり</p> <p>自主的なまちづくり活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりの景観形成に対する意識 ・緑化や美化活動など市民主体の取組み など <p>まちづくり活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり活動支援事業 ・堺市アドプト制度（堺市まち美化促進プログラム） ・市民活動支援基金 ・まちづくり専門家の派遣 など <p>まちづくりのルール化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観協定（景観法） ・建築協定（建築基準法） ・緑地協定（都市緑地法） ・地区計画（都市計画法） ・景観地区（景観法） ・景観計画・都市計画の提案制度 など <p>景観形成を先導する担い手づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PR、情報発信 ・堺市景観賞 ・景観整備機構の指定 ・景観協議会 ・景観形成推進団体の認定 など